

秋田市告示第44号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり変更したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号 KC9402-10
- 2 変更する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 変更の年月日 令和6年2月15日
- 4 変更前の指定道路の位置
秋田市外旭川字山崎246番2の内、247番1の内、247番2の内、247番3の内、252番3の内、252番5の内、253番の内、254番の内、268番の内、269番1の内、269番2の内、269番3の内、270番1の内、270番3の内、270番5の内、271番1の内、279番2の内、280番2の内、281番1の内、281番2の内、282番1の内、282番2の内、283番2の内、284番2の内、292番2の内、293番2の内、294番2の内、295番2の内、296番1の内および296番2の内
- 5 変更後の指定道路の位置
秋田市外旭川字山崎292番2、293番2、294番2、295番2、296番1の内および296番2ならびに292番2の先、293番2の先、294番2の先、295番2の先、296番2の先、297番1の先、297番2の先および559番の先
- 6 変更後の指定道路の延長および幅員
延長 130.50メートル
幅員 4.00メートル